

みんなで守ろう きれいな環境

不法投棄は許しません！

【不法投棄は犯罪です】

毎年、多くの不法投棄が発生しています。

不法投棄されたごみは、一般家庭から出されたごみや処分するために費用が伴う家電リサイクル

対象商品（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）などで、悪質な事案が目立ちます。

不法投棄をした者には、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金が科せられます。

不法投棄件数
(4月から9月末まで)

ごみの種類	件数
産業廃棄物	2
家電等	0
その他ごみ	23
合計	25



きれいな環境

【不法投棄の多い場所】

不法投棄が多発する場所としては、雑草が伸びてしまい、管理が行き届いていない状態の土地や夜間人気のない公園など、目が届きにくい場所があげられます。



不法投棄されたごみ

【土地の所有者には管理責任があります】

土地の所有者（管理者）には、その土地の管理責任を果たす義務があります。

万が一、不法投棄をされ、投棄者が判明しないときは、その土地の所有者（管理者）が投棄物の撤去をしなければなりません。

日頃から、「所有する土地の雑草が伸びていないか」などきちんと管理し、不法投棄をされないような対策をお願いします。

【不法投棄をなくすには】

町では、不法投棄が多発する箇所を重点的にパトロールし、不法投棄の防止に努めてきました。が、残念ながら解決には至っていません。

不法投棄の根絶には、地域ぐるみで監視の目を光らせることが効果的であると言われております。地域のみなさんご協力をお願いします。

【不法投棄を見つけたら】

不法投棄をしている現場を見つけたら、110番通報をするか、次のフリーダイヤルまで連絡してください。

☎0120-536-380

(5つもみんなでもらなくみはれ)

110番



○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)

秋の全国火災予防運動

11月9日(火)から15日(月)までは「令和3年秋季全国火災予防運動」の実施期間です。

今年「おうち時間 家庭で点検 火の始末」を統一標語に、全国一斉に火災予防運動が実施されます。

この時期は空気が乾燥し、火災が起きやすくなるのが予想されます。火災は自分だけでなく他の人の幸せを奪ってしまう恐れがあります。火災を未然に防ぐには、皆さん一人ひとりが防火意識を持つことが非常に大切です。この機会に、ぜひもう一度火の取り扱いについて、家庭で確認してみてください。

《住宅防火》

命を守る7つのポイント

- 1 3つの習慣・4つの対策
- ・寝たばこをしない
- ・ストーブには、燃えやすいものを近づけない
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ◆逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ◆寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する

- ◆火災が広がる前に消すために、住宅用火災警報器を設置する
- ◆お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

《消防団からお願い》

- ・秋の火災予防期間中、五霞町消防団が午後8時から1〜2時間程度、それぞれの分団の管轄する行政区で、警鐘を鳴らしながら巡回します。ご理解ご協力をお願いします。
- ・火災現場を見に行く行為は危険が伴ううえ、消火活動の妨げになりますので、ご遠慮ください。
- ・消火栓や防火水槽などの消防水利周辺への駐車は、迅速な消火活動の妨げになりますので、駐車はご遠慮ください。

○お問い合わせ

生活安全課 くらし安心G
☎(84)3618 (直通)

